

重要事項説明書〔高圧・特別高圧〕

本書では、高圧および特別高圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。詳細につきましては電気需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

■ 需給開始年月日

需給開始年月日はお申し込み後、標準処理期間(切替の手続き等に要する期間)満了後の最初の月初(1日 0時0分)もしくは旧一般電気事業者の定める検針の基準日(毎月の検針日の0時0分)となります。あらかじめご了承ください。

■ 申し込み方法

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社に対する承諾書をもって申込とします。

■ 工事費等

・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 料金の支払方法

口座振替、銀行振込の2種類の方法からご選択いただけます。
なお、振込みにより発生する手数料はお客さまのご負担とします。

■ 契約期間

・本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
・契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1年毎に同一条件で継続されるものとします。
・なお、需給開始後1年未満の解約の場合、電気需給約款に従い違約金を請求いたします。

■ 託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項

・次の場合は、供給を停止する場合があります。
お客さまの責めにより電気供給における保安上の危険がある場合
電気工作物の改変により不正使用した場合、又は契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合
託送供給等約款に定める業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

■ 当社の申出による契約の変更について

当社は、当該地域を所管する旧一般電気事業者が電気需給約款に定める基準燃料価格の改定及び燃料費調整単価を改訂した場合には、お客さまに改めて当社の料金等を通知し、本契約の料金を改定いたします。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気需給約款の規定に違反した場合

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、お客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・一般送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者へ通知すること

■ 電源構成について

電源構成につきましては当社のウェブサイト上で開示いたします。
<https://mitsuurokogreenenergy.jp/mge/feature/>

■ 反社会的勢力の排除について

(1)お客さまおよび当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記の小売電気事業者もしくは取次店へお願いします。

小売電気事業者：
ミツウロコグリーンエネルギー(A0016)
TEL:03-3665-6311
受付時間:9:00~17:00(土日祝を除く)
<https://www.mitsuurokogreenenergy.com/>

取次店